様式第３号(第５条関係)

同　意　書

境港市本社機能移転等による移住者支援金（以下「本支援金」という。）の交付申請にあたり、次の事項について同意します。

（１）境港市税を滞納していないことについて、境港市職員が調査すること。

（２）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないことについて、境港警察署に照会すること。

（３）本支援金の交付の決定にあたり、居住実態について、境港市職員が調査すること。

（４）本支援金の交付が決定した場合、本支援金の交付の決定を受けた日から３年間の居住実態について、境港市職員が調査すること。

（５）境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第13条第１項各号に掲げるときのほか、本支援金の交付の決定を受けた日から３年を経過する日前に境港市から県外へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本支援金の全額を返還すること。

（６）本支援金の交付の決定を受けた日から３年を経過する日前に境港市から県内の他市町村へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本支援金の半額を返還すること。

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 | 鳥取県境港市 |
| 申請者氏名 | ㊞ |